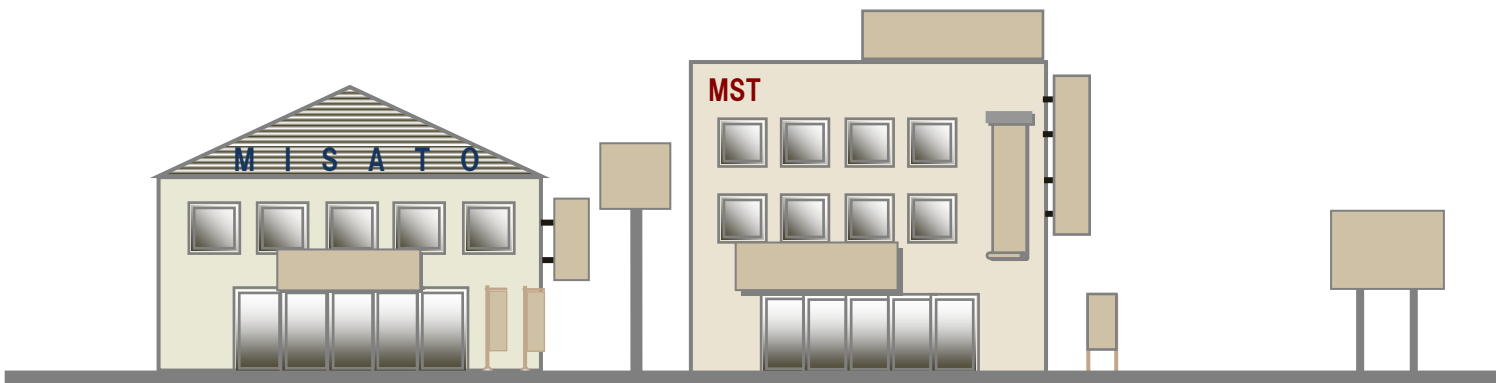




私たちの住むまちや駅前、道路沿いなどには、広告塔や広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインの屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、まちに賑わいや活気をもたらします。

しかし、無秩序、無制限に出されると、広告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然やまちのもつ美しさを著しく損なうことになりかねません。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ事故を招くこともあります。

三郷市では、屋外広告物法とこれに基づく三郷市屋外広告物条例により、屋外広告物について必要な規制を行っています。

この「しおり」は、市内で屋外広告物を出す場合のルールを理解していただくことを目的として作成したものです。

三郷市 屋外広告物条例のしおり

令和4年4月改訂



目次

1	屋外広告物とその規制	1
2	屋外広告物条例による規制の概要	2
3	許可の基準	6
4	適用除外の基準等	15
5	地域区分図	18
6	許可の手続きと手数料	19
7	屋外広告物の安全管理	23
8	その他の注意事項	26

1

屋外広告物とその規制

(1) 屋外広告物とは？

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、広告塔、広告板などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫像など、一定のイメージ等があるものが対象となります。したがって、営利的な広告物かどうかなど、内容は問いません。

屋外広告物
ではないものの例

- 街頭で配布されるチラシなど
- 野球場などで、その場内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 単に光を発するもの（サーチライト・文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告

(2) 屋外広告物の規制とは？

●屋外広告物の規制

屋外広告物は、次の2点から規制を行っています。

良好な景観の形成と
風致（自然のもつ美しさ）の維持

公衆に対する危害の防止

このために、具体的には広告物それ自体と、これを表示するための広告板や広告塔などの物件（以下「屋外広告物」と総称します。）の大きさ、高さ、数量やその維持管理などについて規制しています。

●すべての広告物に共通する事項 — 禁止広告物・共通基準

次に該当する屋外広告物は、出すことが禁止されています（「禁止広告物」といいます。）。これらに該当する屋外広告物は、これを表示、設置又は管理している者が、直ちに除却（撤去）等をしなればなりません。

禁止広告物

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

また、屋外広告物の規制の趣旨から、すべての広告物について、次の共通基準があります。

共通基準

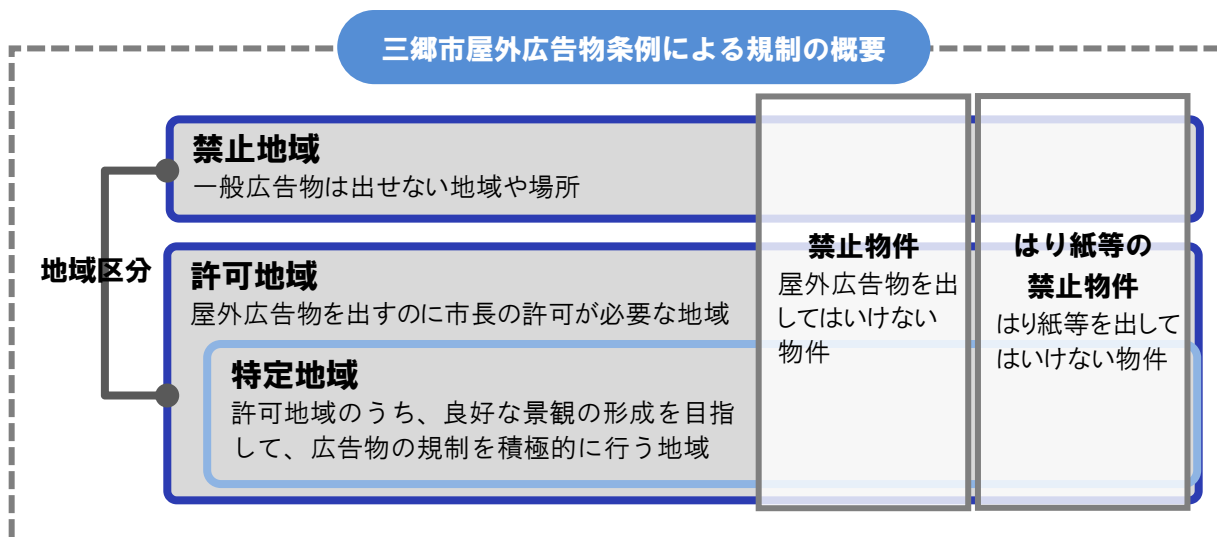
- 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- 裏面及び側面が美観を損なわないものであること

2 屋外広告物条例による規制の概要

(1) 屋外広告物を出してよい場所といけない場所

三郷市屋外広告物条例では、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、屋外広告物を出すことを禁止する地域（「禁止地域」といいます。）、それ以外の地域や場所で許可を受けて屋外広告物を出す地域（「許可地域」といいます。）、許可地域内で良好な景観の形成を積極的に図る地域（「特定地域」といいます。）の3つの地域に区分して規制しています。

また、禁止地域や許可地域、特定地域に係わらず、信号機や街路樹、郵便ポストなど、屋外広告物を出してはいけない物件（「禁止物件」といいます。）も定めています。



(2) 適用除外

上記のように屋外広告物を出すには制約がありますが、法令の規定により表示する屋外広告物、公共的目的をもって表示する屋外広告物、あるいは個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で必要最小限のものについては、広範囲に例外を認めています（「適用除外」といいます。）。

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、許可地域あるいは禁止物件に関する規制の一部又は全部が緩和されます。

(3) 自家広告物と一般広告物

●自家広告物

自己の事業所等の建物やその敷地内に、自己の氏名、店名や事業内容等を表示するもので、基準に適合するものをいいます。借地であっても、その土地（建物）で、事業所として使用し、事業内容を表示するものであれば、自家広告物です。

なお、土地所有権を有していても、実際の事業に供していなければ、自家広告物に該当しません。

●一般広告物

他人の土地又は建物を利用（借用）して、自家広告物以外の屋外広告物を表示するものをいいます。

(4) 禁止地域とは？ 〈条例第4条関連〉

美しい街並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校などでは、屋外広告物を出すことを禁止しています。

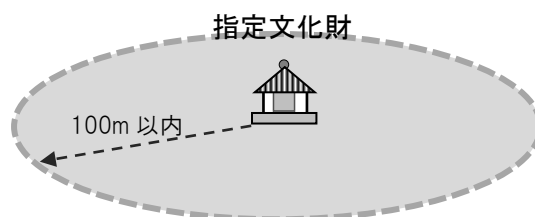
禁止地域では、自家広告物等の例外を除き、屋外広告物は出せません。

→許可基準はP.7・8

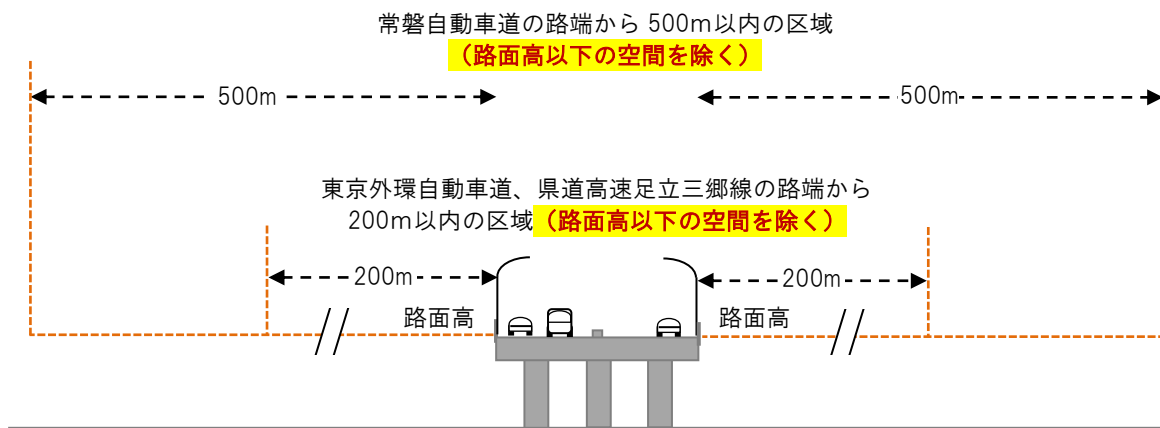
1. 都市計画法に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は生産緑地地区
2. 市民農園整備促進法に規定する市民農園の区域
3. 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、三郷市文化財保護条例により指定された建造物とその周辺の地域

※ 指定文化財（建造物）の周囲 100m以内の区域

- 「番匠免の観音堂」
- 「彦倉の延命院虚空蔵堂」



4. 常磐自動車道、東京外環自動車道、県道高速足立三郷線、ＪＲ武蔵野線、つくばエクスプレスの市内全区間
5. 道路、鉄道から展望できる地域で、市長が指定する区域



6. 都市公園法に規定する都市公園
7. 河川（江戸川、中川、三郷放水路、大場川、第二大場川、下第二大場川、彦成川、小合溜井）
8. 駅前広場
9. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物とその敷地
10. 延床面積 200 ㎡以上の博物館、美術館及び病院の建物とその敷地
11. 墓地
12. 社寺、教会及び火葬場の建物とその敷地

(5) 許可地域とは？ 〈条例第7条関連〉

市長の許可を受けなければ屋外広告物を出せない地域を「許可地域」といいます。市内の禁止地域を除くすべての地域が許可地域となっています。

→許可基準はP.9・10

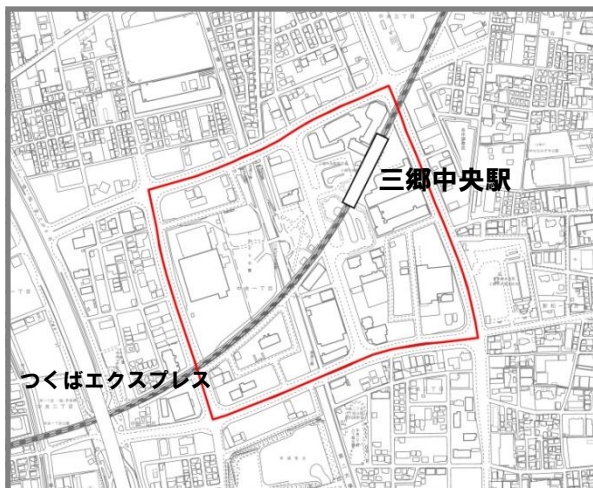
(6) 特定地域とは？ 〈条例第16条関連〉

許可地域のうち、景観計画と連携して、良好な景観の形成を特に図る地域を「特定地域」として位置づけます。

特定地域は、三郷市景観計画において重点地区として定めている三郷中央駅地区と新三郷ららシティ地区です。

→許可基準はP.11・12

三郷中央駅地区



新三郷ららシティ地区



※(4)(5)(6)をまとめた市内全域の地域区分は、「5 地域区分図」(P.18)を参照

(7) 禁止物件とは？

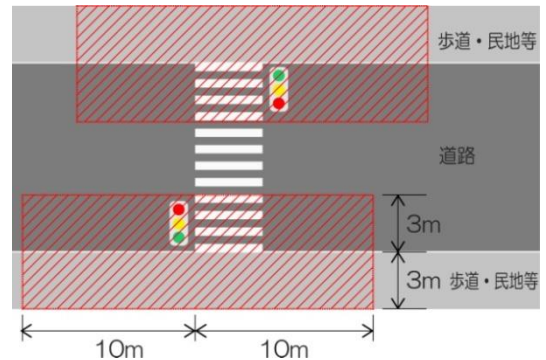
〈条例第5条・第6条関連〉

屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来もっている機能や効用を害したりすることになる物件は、屋外広告物を出すことを禁止しています(「禁止物件」といいます。)

禁止物件には、次のものがあります。

●すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件

1. 橋(歩道橋を含む)、トンネル、高架構造物、分離帯
2. 石垣、擁壁
3. 街路樹、路傍樹
4. 信号機、道路標識、歩道柵(ガードレール)、駒止め、里程標
5. 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
6. 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
7. 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
8. 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
9. 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
10. 形像、記念碑
11. 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

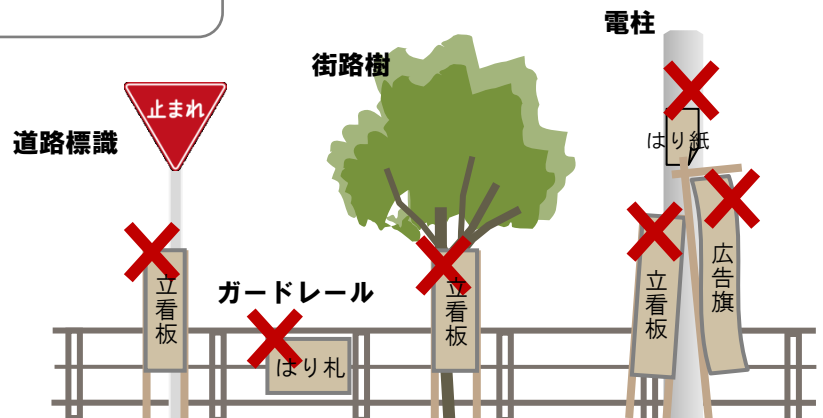


信号標識柱付近の禁止物件 (斜線内にある電柱等)



●はり紙、はり札、立看板、広告旗(のぼり旗)のみ表示又は設置を禁止する物件

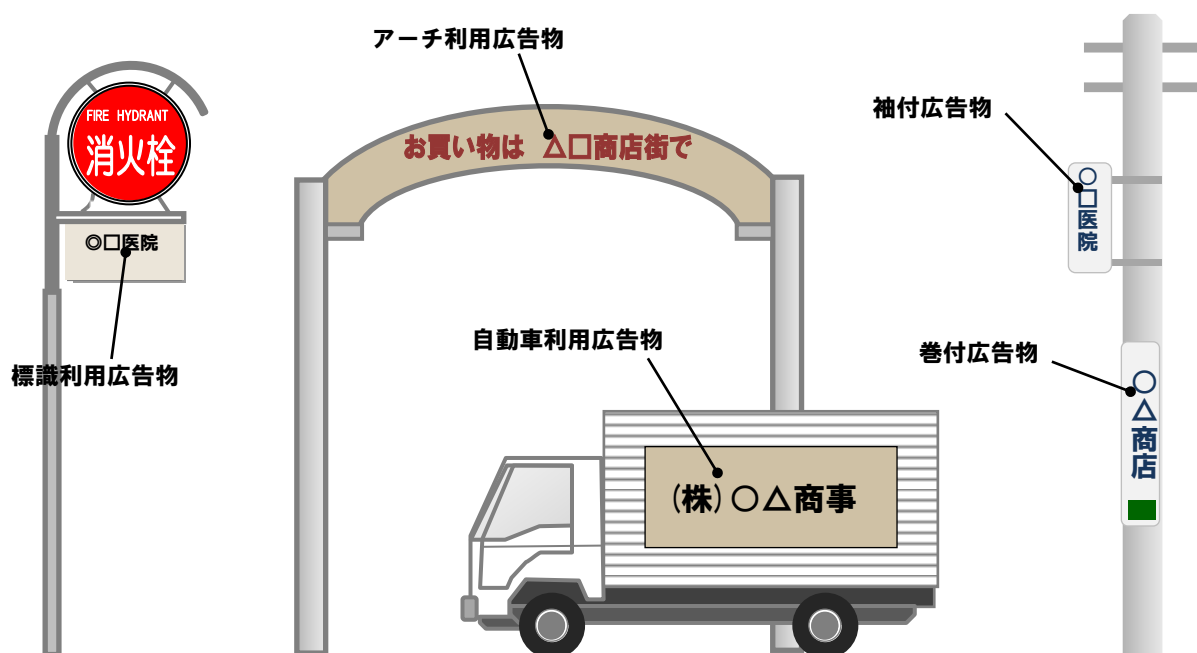
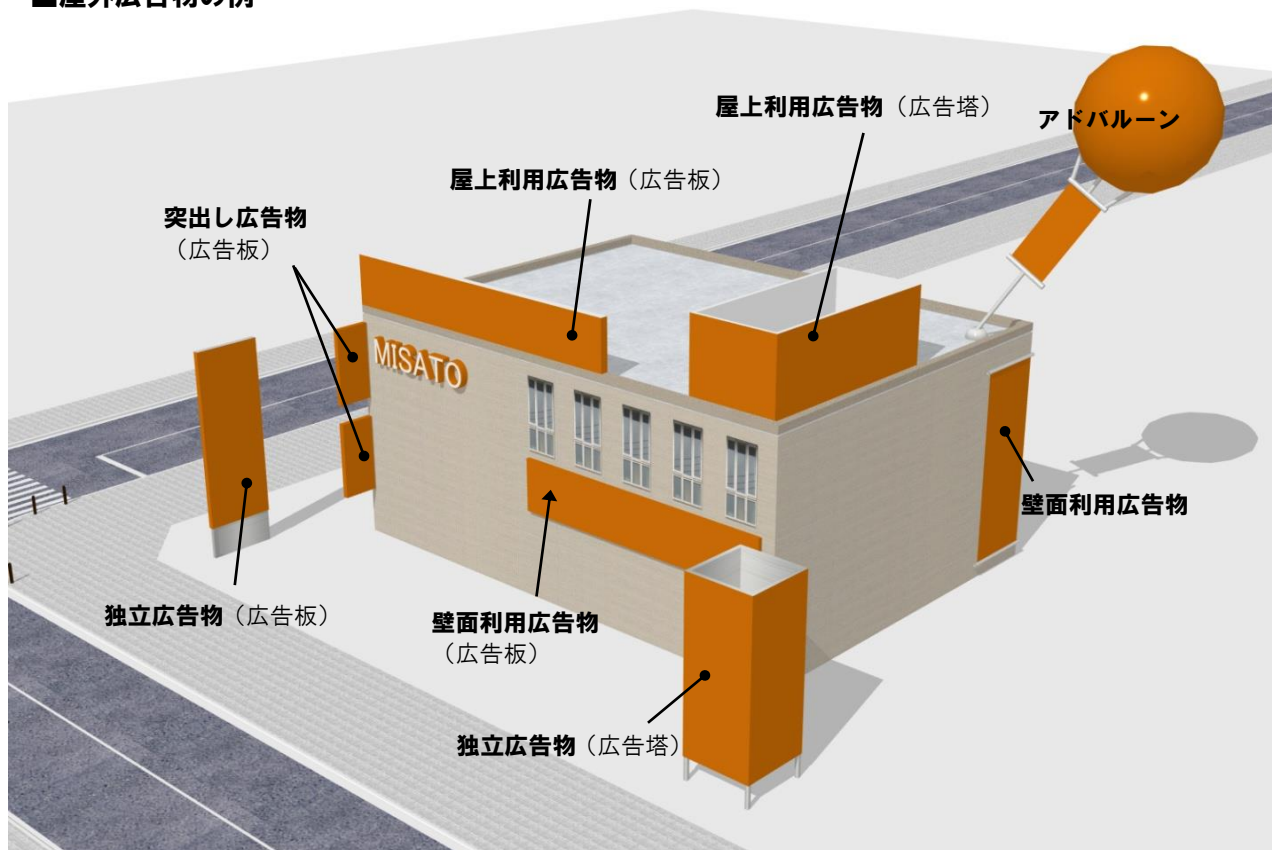
市内の国道、県道、市道の市内全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他これらに類するもの



3 許可の基準

三郷市では屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに基準を設けています。

■屋外広告物の例



(1) 禁止地域の許可の基準

第一種低層住居専用地域、都市公園や学校などが禁止地域となります。ただし、個人の住宅の表札や商店などが店に出す広告物等(「自家広告物」)について、一定の基準を満たすものについては、適用除外規定があり、規制の一部又は全部が緩和されます。禁止地域の自家広告物の許可の基準は、以下のとおりです。

なお、禁止地域には原則、「一般広告物」は掲出できません。

規則別表第2の2

区分			許可の基準	
建造物利用 広告物	屋上利用 広告物	表示面積※1	総壁面面積※2の1/10以下（木造建築物を利用する場合は10㎡以下） ただし、1/10が10㎡未満のときは10㎡以下	
		広告物の 上端の高さ	地上から軒高の5/3以下で、かつ、48m以下 ただし、5/3が12m未満のときは、地上から12m以下（木造建築物を利用 する場合は地上から12m以下）	
		その他	壁面から突き出していないこと	
	壁面利用 広告物	表示面積※1	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の1/5以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については3/10以下	
		広告物の 上端の高さ	軒高以下	
		その他	建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示 し、又は設置しない	
	突出し 広告物	表示面積	6㎡以下	
		広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下	
		広告物の 下端の高さ	道路上に突き出す場合は、歩道上にあつては路面から3m以上、車道上にあ つては路面から4.5m以上	
		壁面からの 突出し幅	1.2m以下	
建造物から 独立した広告物		表示面積※1	10㎡以下	
		広告物の 上端の高さ	地上から10m以下	
		広告物の 下端の高さ	道路上に突き出す場合は、歩道上にあつては路面から3m以上、車道上にあ つては路面から4.5m以上	
		設置個数	自己の住所、事業所等につき4個以下	
広告幕 （つり下げを含む）		広告物の 長さ・幅	15m以下×1.2m以下	
広告旗		表示面積※3	2㎡以下	
		高さ	3m以下	
		その他	道路上に突き出していないこと 道路境界線から5m以内に設置する場合は、広告旗（3m以内の範囲に連続 して設置する個数が3以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m以 上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が3以下の場合を除く）	
掛看板		表示面積※3	2㎡以下	

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合にあつては、それらの表示面積を合算した面積

※2 総壁面面積：広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積

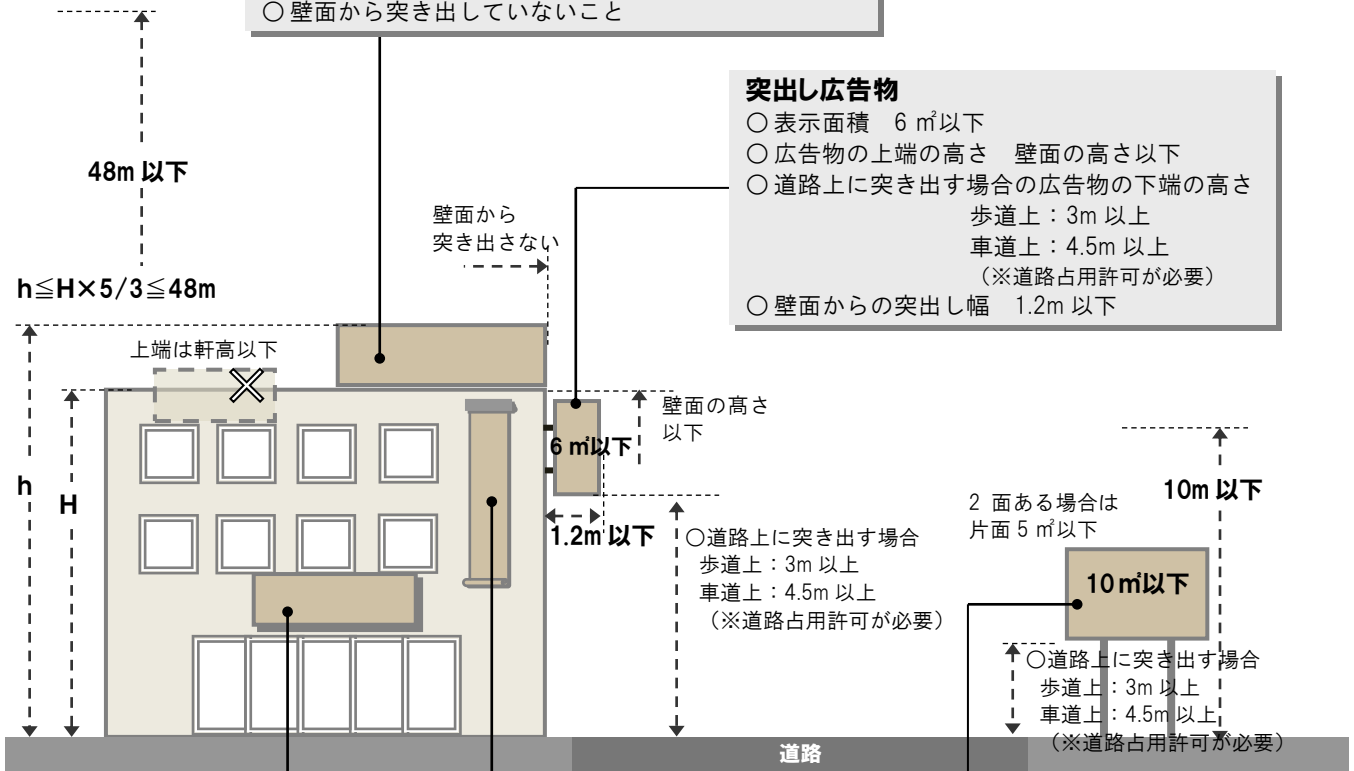
※3 表示面積：広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積

屋上利用広告物

- 表示面積 総壁面面積の 1/10 以下（木造建築の場合は 10 m²以下）
- 広告物の上端の高さ 地上から軒高の 5/3 以下で、かつ、48m 以下（木造建築の場合は地上から 12m 以下）
- 壁面から突き出していないこと

突出し広告物

- 表示面積 6 m²以下
- 広告物の上端の高さ 壁面の高さ以下
- 道路上に突き出す場合の広告物の下端の高さ
歩道上：3m 以上
車道上：4.5m 以上
（※道路占用許可が必要）
- 壁面からの突出し幅 1.2m 以下



壁面利用広告物

- 表示面積 広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の 1/5 以下（近隣商業地域及び商業地域については 3/10 以下）
- 広告物の上端の高さ 軒高以下
- 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない

広告幕

- 長さ・幅
15m 以下×1.2m 以下

建造物から独立した広告物

- 表示面積 10 m²以下
- 広告物の上端の高さ 地上から 10m 以下
- 道路上に突き出す場合の広告物の下端の高さ
歩道上：3m 以上
車道上：4.5m 以上
（※道路占用許可が必要）
- 設置個数 自己の住所、事業所等につき 4 個以下

広告旗

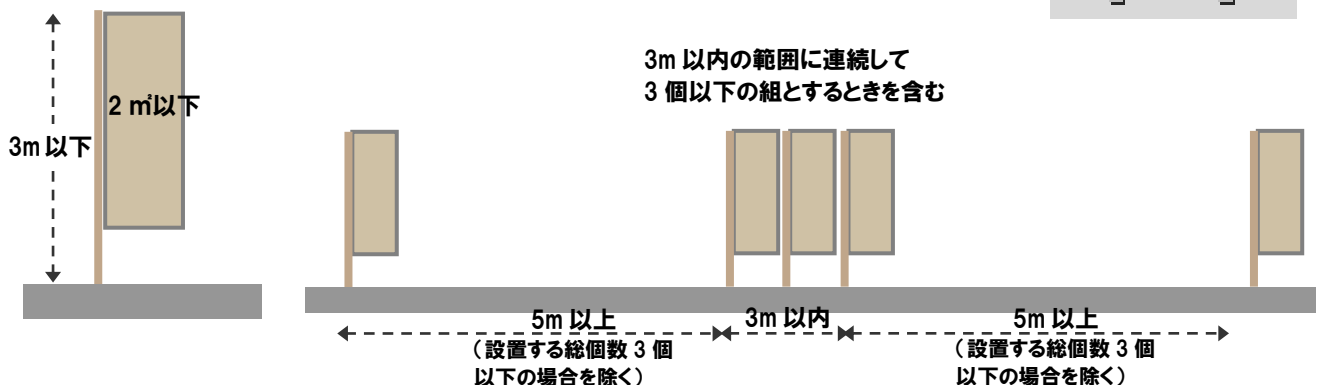
- 表示面積 2 m²以下
- 高さ 3m 以下

掛看板

- 表示面積 2 m²以下

2m²以下

道路境界線から 5m 以内に設置する場合



(2) 許可地域（特定地域を除く）の許可の基準

禁止地域外の地域を「許可地域」とします。許可地域では、基本的に許可を受けて広告物を出すことができます。特定地域を除く許可地域の許可の基準は、以下のとおりです。

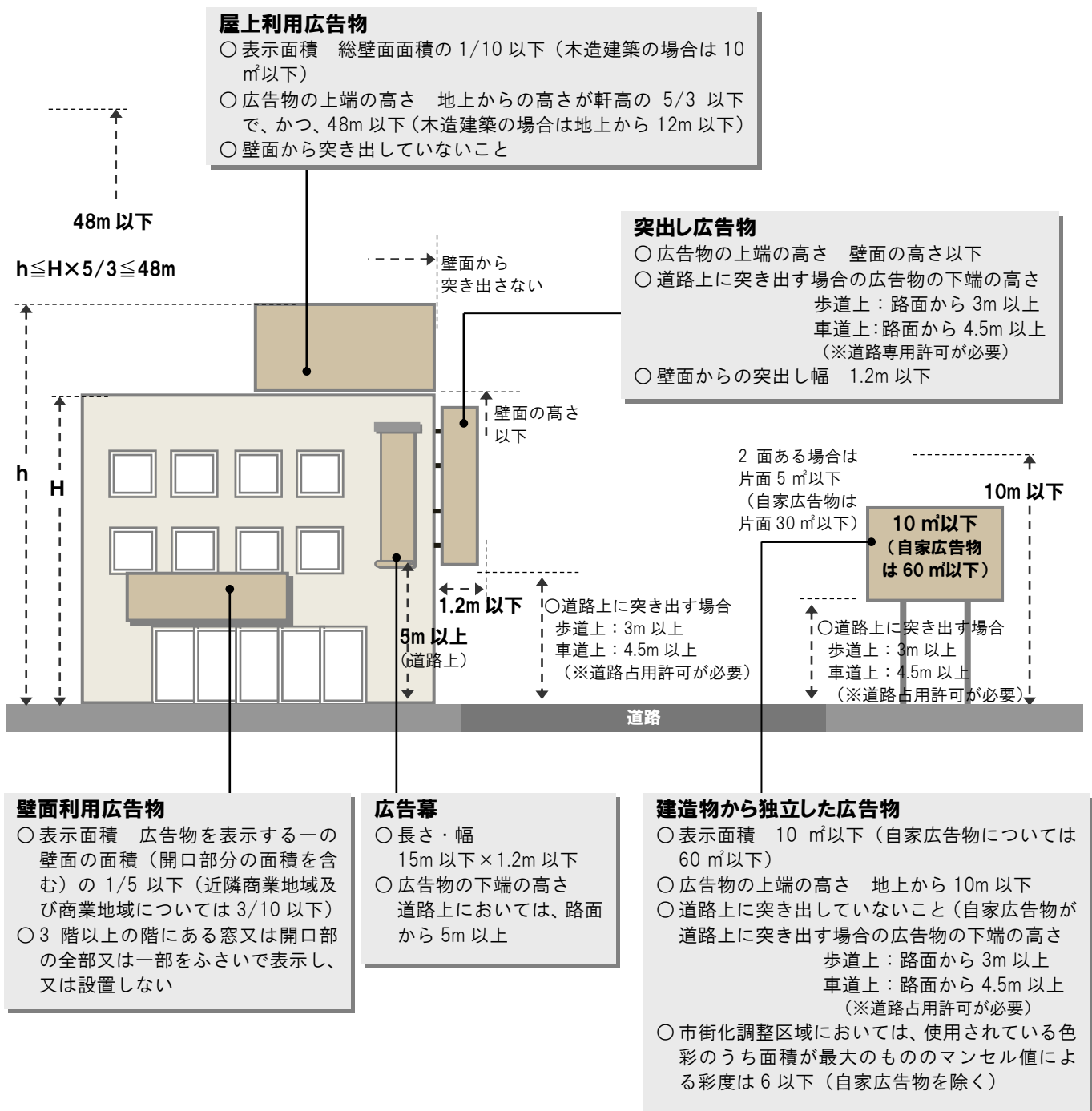
→ 広告旗、掛看板、はり紙、はり札、立て看板、電柱街灯柱利用広告物、標識利用広告物、アーチ利用広告物、自動車利用広告物、アドバルーン、バス停上屋利用広告物の許可基準は P.13・14

規則別表第2の1

区分			許可の基準
建築物利用 広告物	屋上利用 広告物	表示面積※1	総壁面面積※2の1/10以下（木造建築物を利用する場合は10㎡以下） ただし、1/10が10㎡未満のときは10㎡以下
		広告物の 上端の高さ	地上から軒高の5/3以下で、かつ、48m以下 ただし、5/3が12m未満のときは、地上から12m以下（木造建築物を利用 する場合は地上から12m以下）
		その他	壁面から突き出していないこと
	壁面利用 広告物	表示面積※1	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の1/5以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については3/10以下
		その他	建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示 し、又は設置しない
	突出し 広告物	広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下
		広告物の 下端の高さ	道路上に突き出す場合は、歩道上にあつては路面から3m以上、車道上にあ つては路面から4.5m以上
壁面からの 突出し幅		1.2m以下	
建築物から 独立した広告物	表示面積※1	10㎡以下 ただし、自家広告物については、60㎡以下	
	広告物の 上端の高さ	地上から10m以下	
	広告物の 下端の高さ	道路上に突き出していないこと ただし、自家広告物については、道路上に突き出す場合は、歩道上にあつ ては路面から3m以上、車道上にあつては路面から4.5m以上	
	色彩	市街化調整区域においては、使用されている色彩のうち面積が最大のもの のマンセル値による彩度は6以下（自家広告物は、この限りでない）	
広告幕 （つり下げを含む）	広告物の 長さ・幅	15m以下×1.2m以下	
	広告物の 下端の高さ	道路上においては、路面から5m以上	

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合にあつては、それらの表示面積を合算した面積

※2 総壁面面積：広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積



(3) 特定地域の許可の基準

許可地域のうち、特定地域として位置づけた三郷市景観計画の重点地区である「三郷中央駅地区」「新三郷ららシティ地区」の許可の基準は、以下のとおりです。

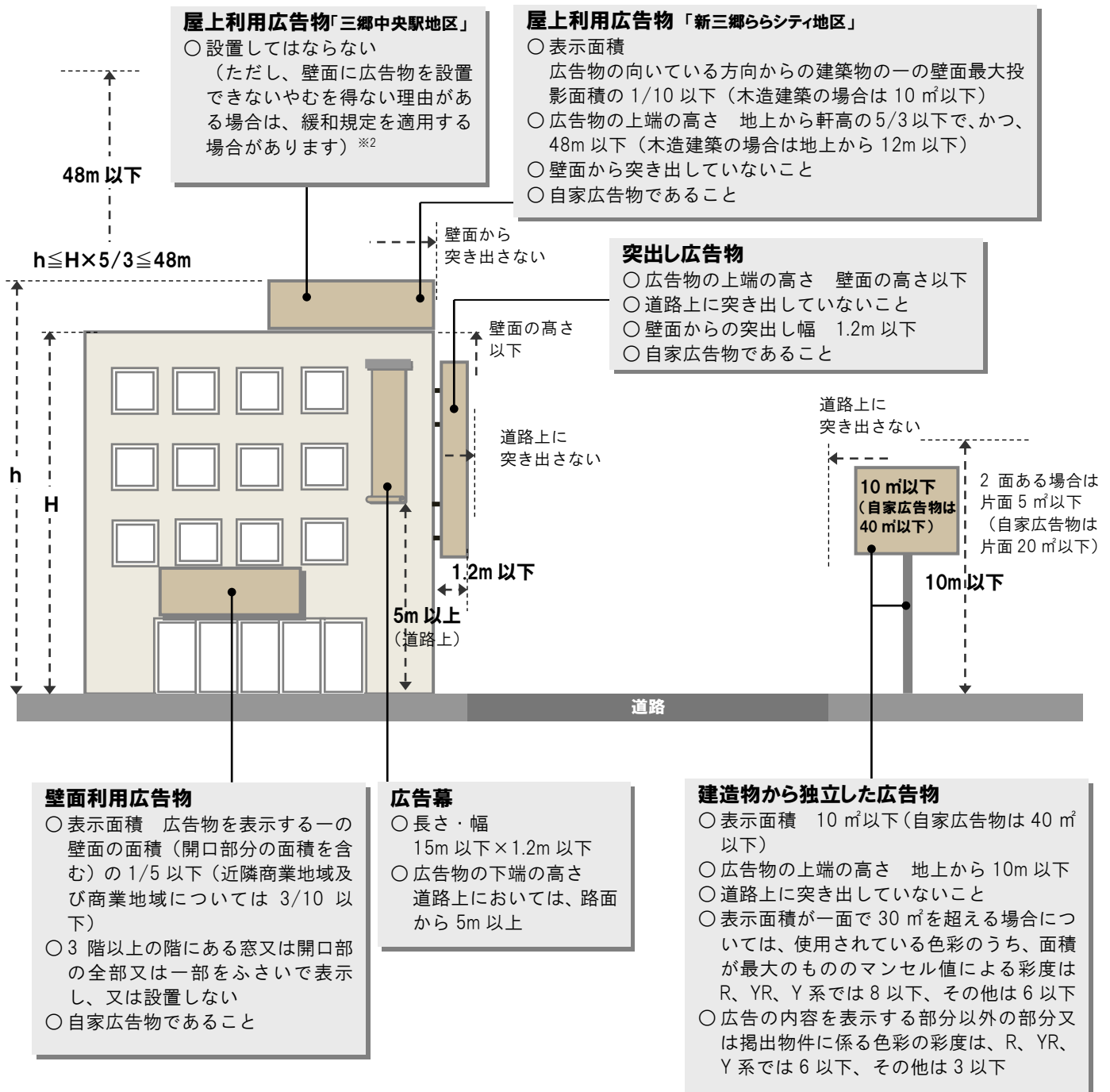
→ 広告旗、掛看板、はり紙、はり札、立て看板、電柱街灯柱利用広告物、標識利用広告物、アーチ利用広告物、自動車利用広告物、アドバルーン、バス停上屋利用広告物の許可基準は P.13・14

規則別表第3の1

区分			許可の基準	
			三郷中央駅地区	新三郷ららシティ地区
建築物利用広告物	屋上利用 広告物	表示面積※1	設置してはならない (ただし、壁面に広告物を設置することができないやむを得ない理由がある場合は、緩和規定を適用する場合があります) ※2	広告物の向いている方向からの建築物の一の壁面最大投影面積の 1/10 以下(木造建築物を利用する場合は 10 m ² 以下)
		広告物の 上端の高さ		ただし、1/10 が 10 m ² 未満のときは 10 m ² 以下 地上から軒高の 5/3 以下で、かつ、48m 以下 ただし、5/3 が 12m 未満のときは、地上から 12m 以下(木造建築物を利用する場合は地上から 12m 以下)
		その他		壁面から突き出していないこと 自家広告物であること
	壁面利用 広告物	表示面積※1	広告物を表示する一の壁面の面積(開口部分の面積を含む)の 1/5 以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については 3/10 以下 建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない 自家広告物であること	
		その他		
	突出し 広告物	広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下	
		壁面からの 突出し幅		
		その他		
建築物から 独立した広告物		表示面積※1	10 m ² 以下 ただし、自家広告物については、40 m ² 以下	
		広告物の 上端の高さ		
		その他		
広告幕 (つり下げを含む)		広告物の 長さ・幅	15m 以下×1.2m 以下	
		広告物の 下端の高さ		

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積

※2 緩和規定については、市役所にお問い合わせください。



(4) その他の屋外広告物の許可の基準

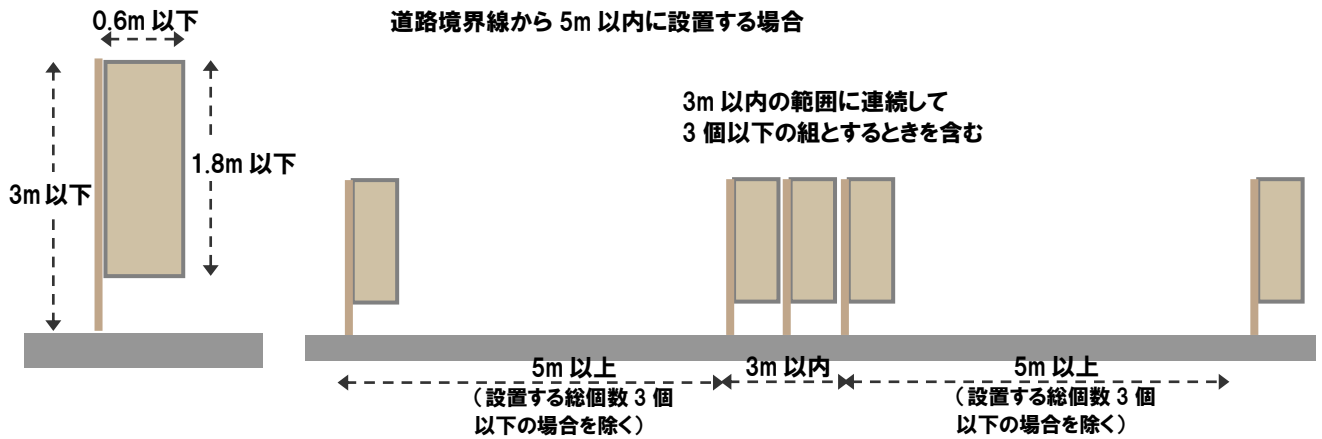
その他の屋外広告物の許可の基準は、以下のとおりです。

規則別表第2

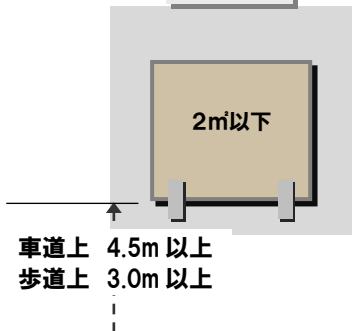
区分			許可の基準	
広告旗		表示面積	1.8m×0.6m 以下	
		高さ	3m以下	
		その他	道路上に突き出していないこと 表示しようとする者の連絡先が明示されている 道路境界線から 5m 以内に設置する場合は、広告旗（3m 以内の範囲に連続して設置する個数が 3 以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m 以上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が 3 以下の場合を除く）	
掛看板		表示面積※	2 ㎡以下	
		路面から下端までの高さ	歩道上：3m 以上 車道上：4.5m 以上	
はり紙、はり札 及び立看板		表示面積等	はり紙、はり札は 1 ㎡以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m 以下×横 0.6m 以下	
		その他	はり札、立看板は、表示しようとする者の連絡先が明示されている	
電柱、街灯 柱等利用 広告物	袖付 広告物	縦・出幅	1.2m 以下×0.6m 以下	
		路面からの下端までの高さ	歩道上：3m 以上 車道上：4.5m 以上	
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出す	
	巻付 広告物	上端の高さ	地上から 3.2m 以下	
		下端の高さ	地上から 1.2m 以上	
標識利用広告物		表示面積	0.5 ㎡以下／面	
アーチ利用広告物		アーチ部分 利用	路面から 上端までの高さ	歩道上：5.5m 以下 車道上：7.5m 以下
			路面から 下端までの高さ	歩道上：3.5m 以上 車道上：5m 以上
		支柱部分 利用	上端までの高さ	地上から 3m 以下
			下端までの高さ	地上から 1.2m 以上
自動車利用広告物		広告宣伝用自動車	広告宣伝用自動車である	
		広告宣伝用自動車以外	各側部 1 ㎡以下 後部 0.3 ㎡以下	
アドバルーン		気球の大きさ	直径 3m 以下	
		広告幕（網）の長さ・幅	15m 以下×1.5m 以下	
		上端の高さ	地上から 45m 以下	
バス停上屋 利用広告物		表示面積	2 ㎡以下	

※ 表示面積：広告物を表示する面が 2 以上あるものにあつては、それぞれ 1 の面の面積

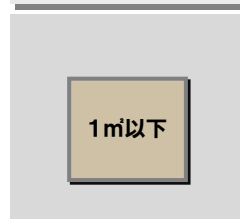
広告旗



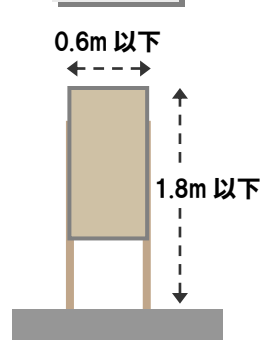
掛看板



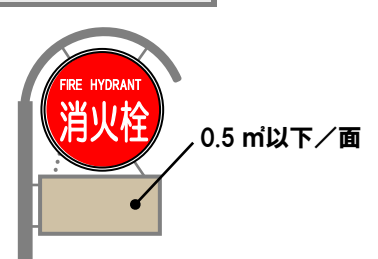
はり紙・はり札



立看板

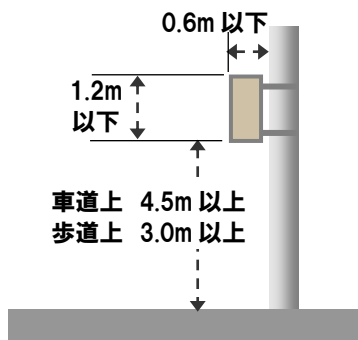


標識利用広告物

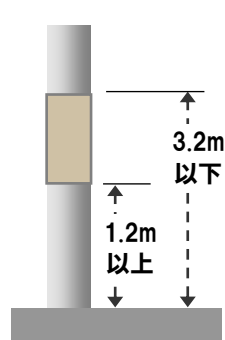


電柱、街灯柱等利用広告物

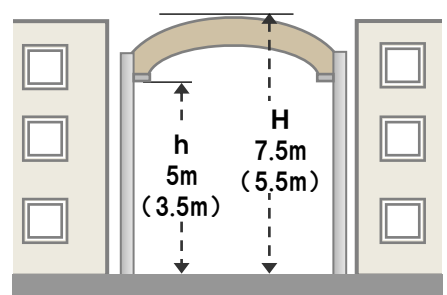
袖付広告物



巻付広告物

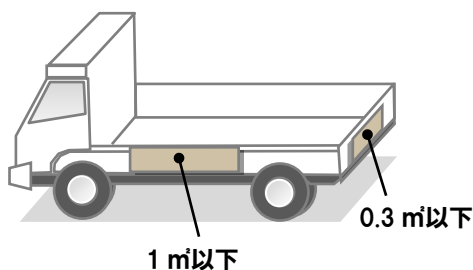


アーチ利用広告物

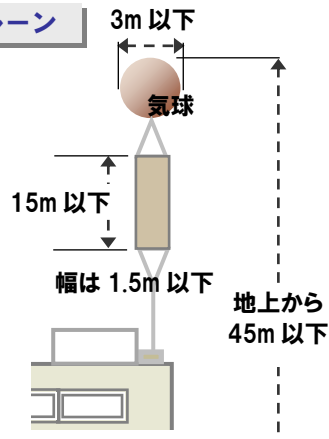


H 車道上 7.5m 以上、歩道上 5.5m 以上
h 車道上 5.0m 以上、歩道上 3.5m 以上

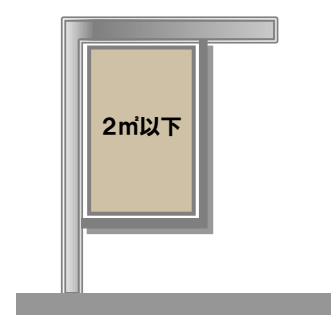
自動車利用広告物



アドバルーン



バス停上屋利用広告物



4 適用除外の基準等

(1) 適用除外となる屋外広告物の基準 〈条例第8条関連〉

適用除外の屋外広告物の区分とその内容、そして禁止地域などでの取り扱いは、以下のとおりです。

○:表示可能 ×:表示することができない —:該当なし

広告物の区分	内容	禁止地域 でも出せる	禁止物件 でも出せる	はり紙等の 禁止物件 でも出せる	適用除外となる基準等
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○	ガソリンスタンドの「セルフ」表示、「アイドリッグストップ」表示など
選挙運動のために表示する広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○	
国等が表示する広告物	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	建造物又はその敷地以外の場所に表示するもの、表示期間が1年を超えるもの、上端の高さが地上から10mを超え、又は表示面積が10㎡を超える、のいずれにも該当する場合は市長への協議が必要
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	表示面積:表示方向から見た施設等の投影面積の1/20以下で、かつ、0.5㎡以下
特別の理由により市長が認める広告物	特別の理由により市長が認めるもの	○	○	○	
自家広告物	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの	○	×	×	自家広告物の基準を参照
禁止物件の場合	石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突、ガスタンク、水道タンクその他のタンク、景観重要建造物、景観重要樹木に限る	×	○	×	石垣、擁壁:表示面積5㎡以下 送電塔、ガスタンク等:表示面積15㎡以下 景観重要建造物:自家広告物の基準(P16)を参照
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	表示面積:2㎡以下/個
禁止物件の場合		×	○	○	
冠婚葬祭用の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	○	×	○	
催し物用の広告物	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	○	×	×	
タクシーに表示する広告物	タクシーに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	表示面積:各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下
バスに表示する広告物	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	○	—	—	表示面積:底部を除く表面積の3/10以下(窓、ドア等のガラス面は表示不可)
他の都道府県市の条例の規定に従って表示される自動車の広告物	他の都道府県市を使用の本拠地とする自動車で、その都道府県市の条例に従って表示するもの	○	—	—	
人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示する広告物	人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示するもの	○	—	—	
公共掲示板に表示する広告物	国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に、許可等を得て表示するもの	○	—	—	国又は地方公共団体の許可又は承諾
工事現場の仮囲いに表示する広告物	工事期間中に宣伝を目的とせず、空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画若しくは写真、又は工事施工者名等を表示するもの	○	×	—	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、仮囲いの投影面積の1/20以下
町会、自治会等の掲示板に表示する広告物	町会、自治会等が公共的目的をもって設置する掲示板にその町会、自治会等の定めにより表示するもの	○	—	—	
煙突及びガスタンク等に表示する広告物	空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は写真を表示するもの	×	○	—	
営利を目的としない立看板等	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗、立看板	×	×	○	表示期間が15日を超える場合等は許可が必要 許可不要 表示面積等 はり紙 1㎡以下 はり札 1㎡以下 広告旗 縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路路上に突き出していないこと 立看板 縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下 表示内容 表示の始期と終期を明示。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示 表示期間 15日以内
案内用の広告物	道標、案内図板、公共的目的又は公衆の利便に供する目的のために表示するもの	○	×	×	禁止地域で表示する場合は許可が必要 表示面積:10㎡以下
公共案内図版等	公益上必要な施設・物件に表示・設置する広告物	○	×	×	広告料収入を設置費や維持管理費に充てるもの

(2) 許可不要で出せる自家広告物の基準

許可が不要で出すことができる自家広告物の基準は、以下のとおりです。

規則別表第1の2

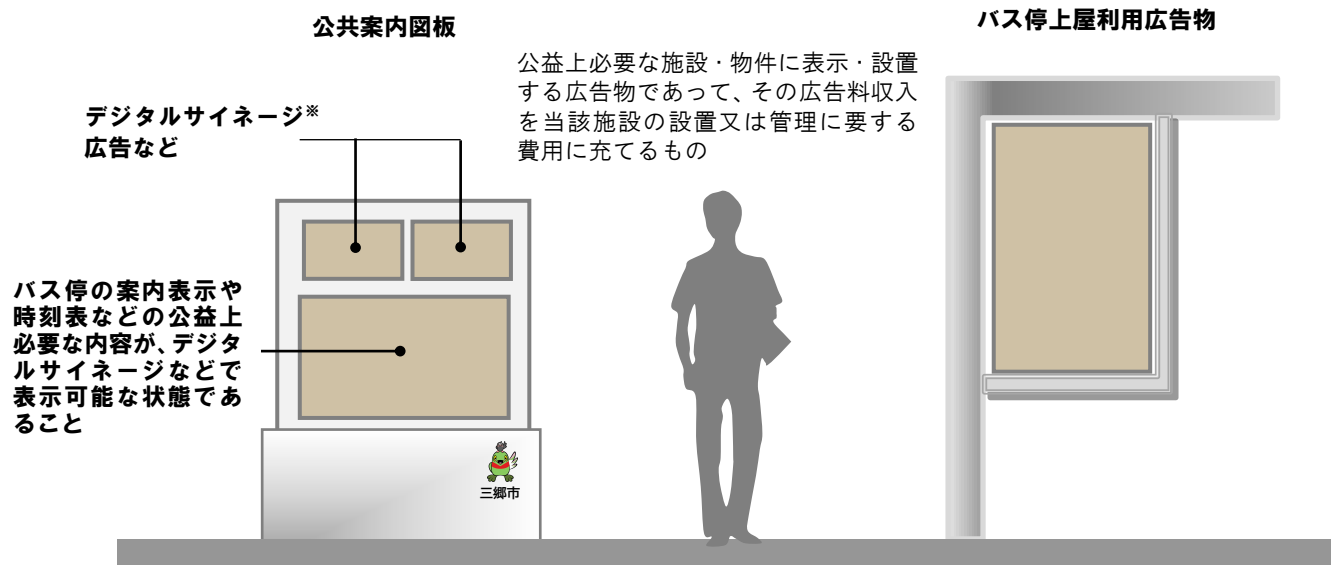
区分			禁止地域	許可地域
建造物利用広告物	屋上利用 広告物	表示面積※ ¹	5 m ² 以下	総壁面面積※ ² の 1/10 以下（木造建築物の場合は 10 m ² 以下） ただし、1/10 が 10 m ² 未満の場合は 10 m ² 以下
		広告物の 上端の高さ	地上から 10m 以下で、かつ、広告物自体の高さは 2m 以下	地上からの高さが軒高の 5/3 以下で、かつ、48m 以下 ただし、5/3 が 12m 未満の場合は 12m 以下（木造建築物の場合は地上から 12m 以下）
		その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと
	壁面利用 広告物	表示面積※ ¹	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の 1/5 以下で、かつ、10 m ² 以下	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の 1/5 以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については、3/10 以下
		広告物の 上端の高さ	軒高以下	（基準なし）
		その他	建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない	建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しない
	突出し 広告物	表示面積	3 m ² 以下	（基準なし）
		広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下	壁面の高さ以下
		広告物の 下端の高さ	（基準なし）	（基準なし）
		壁面からの 突出し幅	1m 以下	1.2m 以下
		その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと
	建造物から 独立した広告物 （広告板、 広告塔、サ インポール）	表示面積	5 m ² 以下	10 m ² 以下
広告物の 上端の高さ		地上から 7m 以下	地上から 10m 以下	
広告物の 下端の高さ		（基準なし）	（基準なし）	
設置個数		自己の住所、事業所等につき 3 個以下	自己の住所、事業所等につき 4 個以下	
その他		道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	
掛看板	表示面積※ ³	1 m ² 以下	2 m ² 以下	
広告幕	広告物の 長さ・幅	10m 以下×1m 以下	15m 以下×1.2m 以下	
広告旗	表示面積等 高さ	縦 1.8m 以下×横 0.6m 以下 3m 以下	2 m ² 以下※ ³ 3m 以下	
	その他	道路上に突き出していないこと 道路境界線から 5m 以内に設置する場合は、広告旗（3m 以内の範囲に連続して設置する個数が 3 以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m 以上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が 3 以下の場合を除く）	道路上に突き出していないこと 道路境界線から 5m 以内に設置する場合は、広告旗（3m 以内の範囲に連続して設置する個数が 3 以下の組とするときを含む）相互間の距離は、5m 以上（自己の住所及び事業所等で、設置する総個数が 3 以下の場合を除く）	
はり紙、はり 札及び立看 板	表示面積等	はり紙、はり札は 1 m ² 以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m 以下×横 0.6m 以下	はり紙、はり札は 1 m ² 以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m 以下×横 0.6m 以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合は、表示面積の合計

※2 総壁面面積：広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積

※3 表示面積：広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積

(3) 禁止地域における適用除外の事例

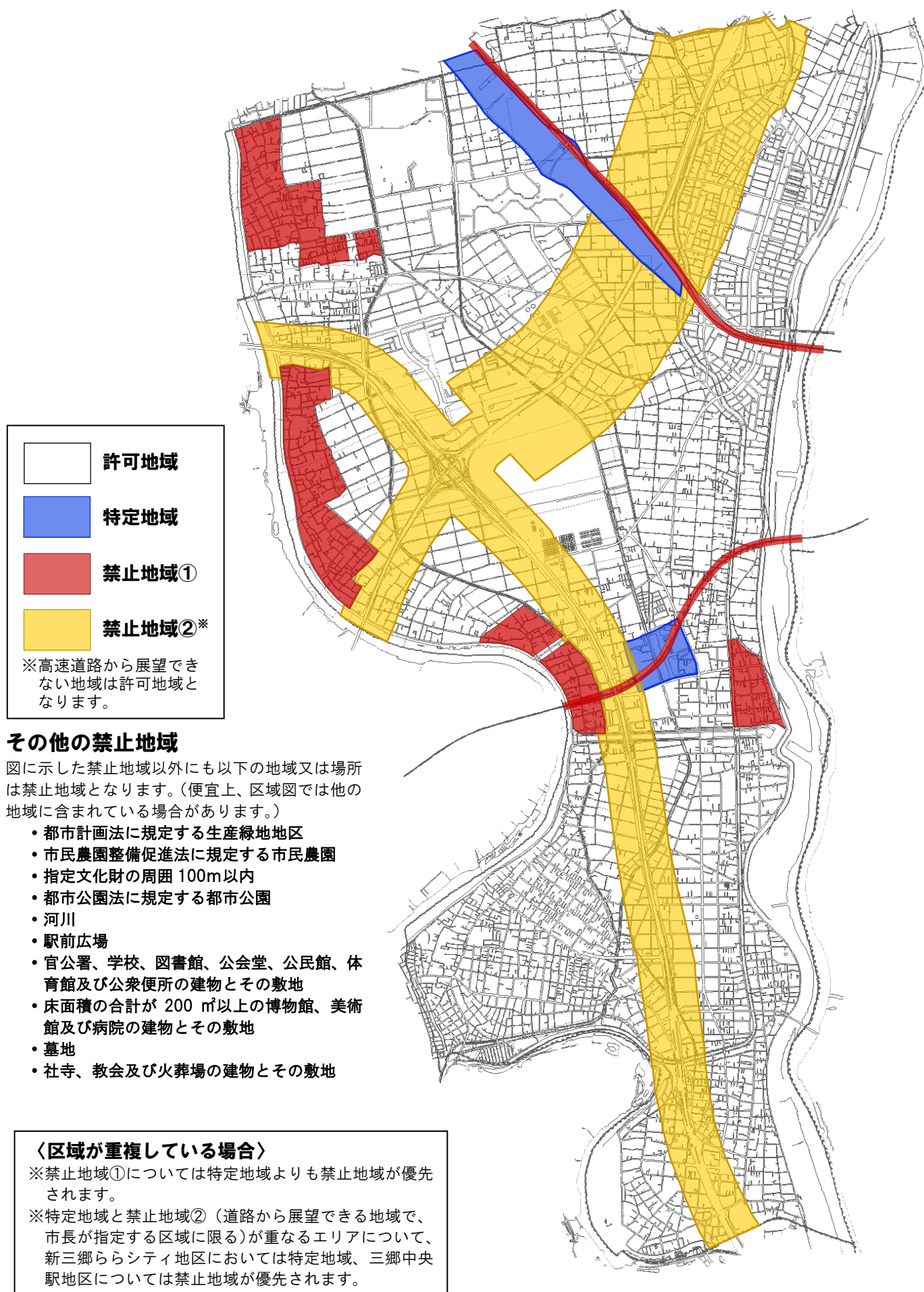


※デジタルサイネージとは：ディスプレイなどの電子的な機器を使って映像を表示し、情報を発信するシステムの総称



- 例示した公共案内図板の許可基準は、禁止地域の自家広告物の「建造物から独立した広告物」(P.7・8) 参照
- バス停上屋利用広告物の許可基準は、P.13・14 参照

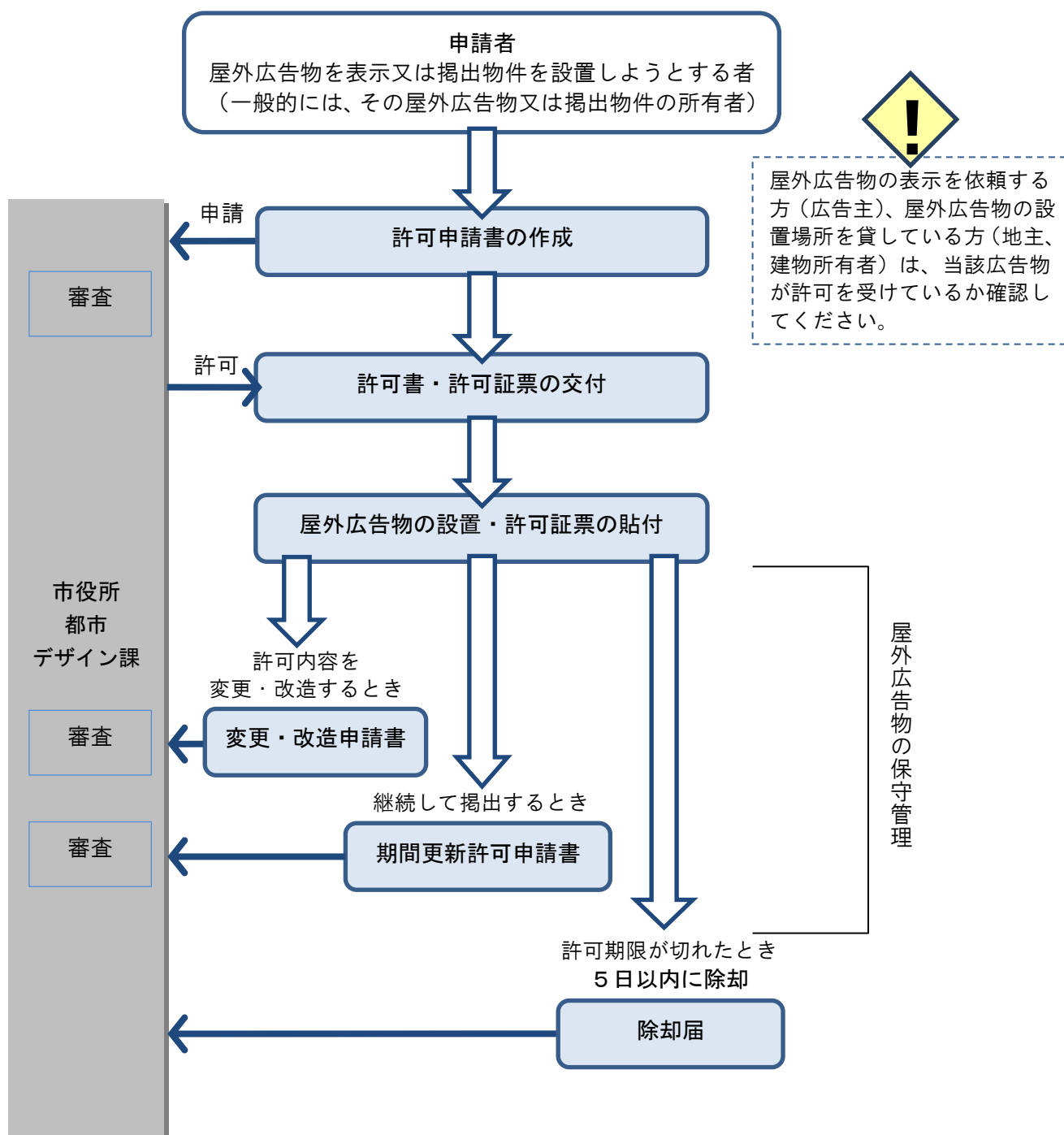
5 地域区分図



6 許可の手続きと手数料

(1) 許可の手続きの流れ

屋外広告物の許可手続きは、次のとおりです。



(2) 関係法令に基づく手続き

その他関係法令に基づく手続きの必要なものがあります。

事項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地で上空を占有する場合	道路占用許可（道路法）	道路管理者（国・県・市道路河川課）
設置にあたって道路敷地を使用する場合	道路使用許可（道路交通法）	吉川警察署
工作物自体が高さ 4m を超える場合	工作物の確認（建築基準法）	市開発指導課、越谷建築安全センター 指定確認検査機関
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、「消防法」の規定による届出が必要となる場合があります。		市消防本部
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、「薬事法」などで記載内容が制限される場合があります。		保健所
農地法に関する事項		市農業委員会
河川法に関する事項		河川管理者（国・県・市道路河川課）

●屋外広告物の設置を依頼する場合には…

埼玉県知事の登録を受けた屋外広告業者でなければ、市内で、屋外広告物の設置を請け負うことはできません。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、「埼玉県に屋外広告業の登録をした業者」へ依頼してください。

なお、登録済みの業者であるかどうかは、埼玉県都市計画課、埼玉県ホームページでご確認ください。

(3) 許可申請等に係る必要書類等

○:添付必要 ×:添付不要

区分	様式の名称	添付書類						審査手数料	必要部数
		案内図	現状の写真	広告物の仕様書及び設計図	屋外広告物等点検報告書※ (様式第2号)	所有者等の借用承諾書等	管理者の資格を証する書類		
新たに許可申請する場合 (既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合)	屋外広告物等許可申請書 (様式第1号)	○	○	○	×	○	上端の高さが4m超のとき ○	○	正副各1部 (添付書類も同様)
許可期間を更新する場合	屋外広告物等許可期間更新申請書 (様式第5号)	○	○	×	○	○	×	○	
表示内容のみ変更する場合 広告物を掲出する物件自体の規模等を変更する場合	屋外広告物等変更・改造申請書 (様式第6号)	○	○	○	×	×	×	○	
許可された広告物を除却したとき	除却届 (様式第11号)	×	○	×	×	×	×	×	1部 (添付書類含む)
管理者を新たに設置したとき	屋外広告物等管理者設置・廃止届 (様式第15号)	×	×	×	×	×	上端の高さが4m超のとき ○	×	
広告物の変更はないが、表示・設置者又は管理者が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届 (様式第16号)	×	×	×	×	×	上端の高さが4m超のとき ○	×	
表示・設置者又は管理者の氏名(名称)、住所が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届 (様式第17号)	×	×	×	×	×	×	×	
許可された広告物が滅失したとき	屋外広告物等滅失届 (様式第18号)	×	×	×	×	×	×	×	

※ 添付書類のうち、屋外広告物等点検結果報告書は指定様式です。

※ 点検実施時の写真及び点検者の資格証の写しも必要となります。

(4) 許可手数料と許可期間を定める基準

許可申請をする場合は、屋外広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料が必要です。また、許可期間は、広告板などで3年以内など、広告物の種類に応じて以下のとおりとなっています。

種 類		単 位	金 額	許可期間基準
広告塔		1 m ²	350 円	3 年以内
広告板（サインポール他）		1 m ²	350 円	
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告		1 個	350 円	
標識利用広告		1 個	170 円	
アーチ利用広告		1 基	3,500 円	
自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1 台	2,000 円	
	その他のもの	1 台	800 円	
掛看板		1 個	700 円	1 年以内
広告幕（つり下げを含む）		1 張	350 円	3 月以内
アドバルーン		1 個	1,750 円	
紙製又は布製の立看板		1 個	170 円	1 月以内
前記以外の立看板		1 個	350 円	
はり紙		50 枚	350 円	
はり札		10 枚	350 円	
広告旗		1 本	350 円	

※ 広告塔又は広告板で、単位1 m²未満のものは、1 m²として計算します。

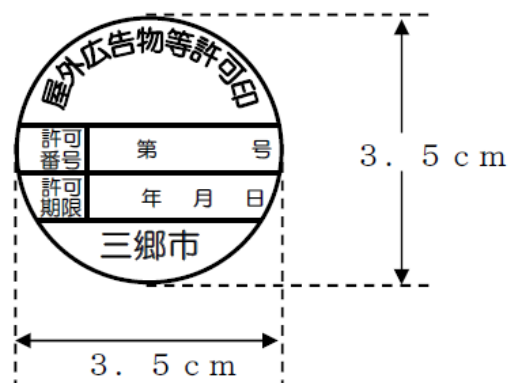
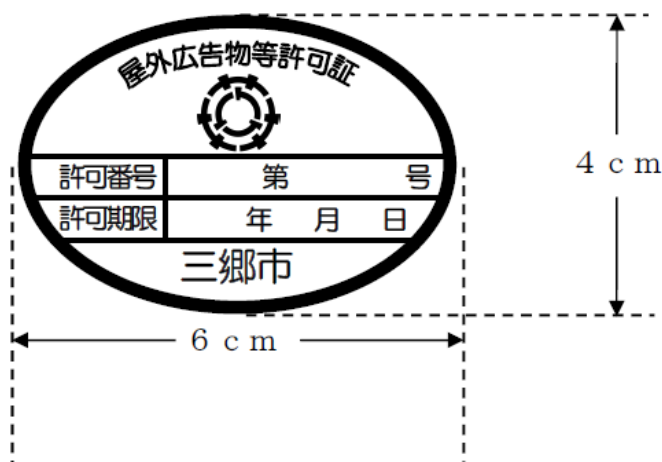
※ はり紙で単位50枚未満のものは、50枚として計算します。

※ はり札で単位10枚未満のものは、10枚として計算します。

(5) 許可証票

許可を受けると許可証票（シール）が交付されます。許可された屋外広告物に貼付してください。なお、はり紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。

（貼り紙などの場合）

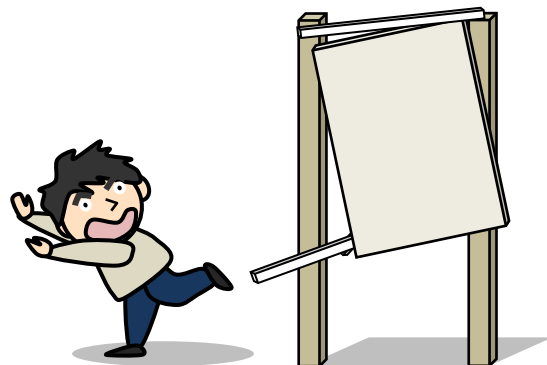


7 屋外広告物の安全管理

(1) 安全性の確保義務

屋外広告物が強風や経年劣化等により倒壊や落下して、通行する人などに被害を与える事故が発生しています。事故を未然に防ぐためにも、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作してください。

屋外広告物を表示する者、設置する者、管理する者や、屋外広告物を所有する者、占有する者は、屋外広告物を補修、除去など必要な管理を行うとともに、良好な状態で保持することが義務づけられています。



(2) 管理者制度

広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可を受ける広告物、又は掲出物件で上端の高さが地上から4mを超えるものである場合には、専門知識を有する管理者が屋外広告物の管理をすることが義務づけられています。

専門知識を有する管理者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

専門知識を有する管理者

- (1) 知事に屋外広告業の登録をした者
- (2) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者（屋外広告士）
- (3) 埼玉県が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (4) 他の都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (5) 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- (6) 知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、管理者を設置した場合（変更等を含む）には、市長に届け出なければなりません。

(3) 屋外広告物の点検

屋外広告物（はり紙、はり札、広告旗、広告幕、アドバルーン等の簡易な広告物を除く）は、点検を行わなければなりません。

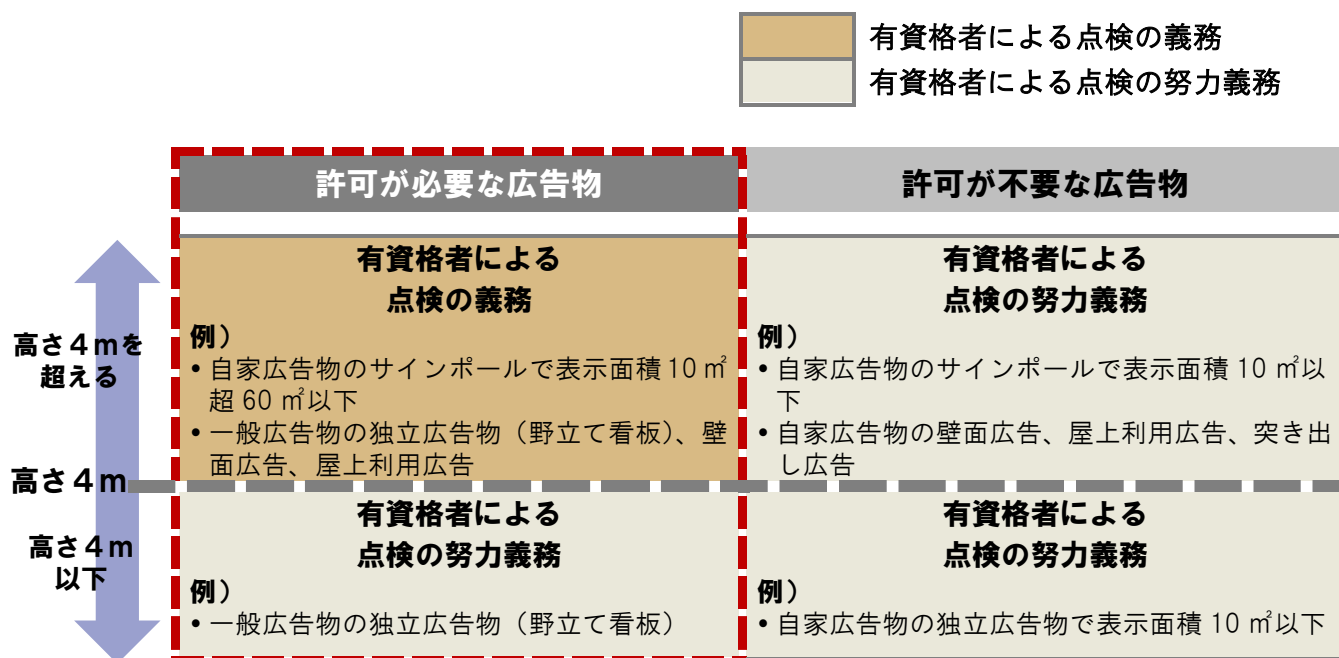
●有資格者による点検の義務

許可が必要な広告物のうち、高さ4mを超えるものについては、有資格者による点検が義務づけられています。

その他の広告物についても、有資格者による点検が努力義務となっています。

●有資格者による点検区分

許可が必要な広告物については、更新及び変更・改造申請時に「屋外広告物等点検報告書」を添付する必要があります。



●点検を行うことができる有資格者

P.23の(2)管理者制度 専門知識を有する管理者の(2)から(6)に、以下を加えた者が点検を行うことができます。

- (1) 建築士法に基づく建築士の資格を有する者（一級建築士、二級建築士、木造建築士）
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者（第一種電気工事士、第二種電気工事士）
- (3) 電気事業法に基づく次の免状の交付を受けている者
 - ア 第一種電気主任技術者免状
 - イ 第二種電気主任技術者免状
 - ウ 第三種電気主任技術者免状
- (4) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者
- (5) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であって、帆布製品の製造又は取付けに係る者

●管理者と点検を行うことができる有資格者

管理者と点検を行うことができる有資格者の一覧は、以下のとおりです。

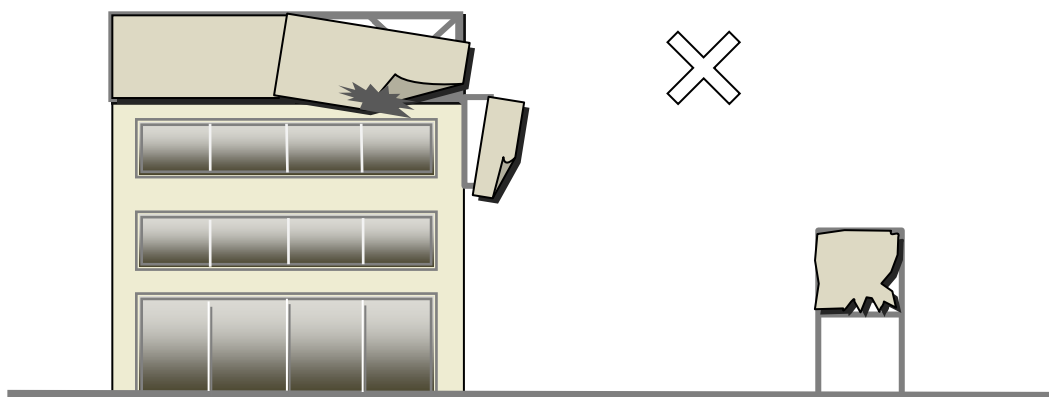
資格者の種類		管理者の資格	点検者の資格
登録屋外広告業者（県）		○	×
屋外広告士		○	○
都道府県等講習会修了者		○	○
職業訓練指導員 技能検定合格者 職業訓練修了者	広告美術仕上げ	○	○
	帆布製品の製造又は取付け	×	○
その他知事が認める者		○	○
日広連実施の点検技能講習の修了者		×	○
建築士（一級、二級、木造）		×	○
電気工事士（第1種、第2種）		×	○
電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）		×	○

●点検項目

屋外広告物の点検は、「屋外広告物等点検報告書」に基づき、その種類及び特性に応じて、基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食や破損、照明装置の破損や変形などについて実施します。

具体的には、以下の事項について点検を行うことが定められています。

点検箇所	点 検 項 目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部、プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落
取付部	1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱、壁、スラブ）、取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 附属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷
	3 その他点検した事項



8 その他の注意事項

(1) 除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

除却する屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却した旨を市長に届け出なければなりません（「除却届」といいます。）。

(2) 違反広告物に対する措置

三郷市屋外広告物条例に違反して出された屋外広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却などの措置が命じられます。

また、これに応じない場合には、強制的に除却することがあります。

簡易除却制度について

はり紙、はり札、広告旗、立看板のうち、下記の要件を満たすものは、その表示者や設置者、管理者に対し、除却する旨を所有者に伝えることなく除却することが認められています（「簡易除却」といいます。）。

簡易除却の対象となる広告物の要件は次のとおりです。

- 屋外広告物条例に明らかに違反しているもの
- 管理されずに放置されているもの（はり紙を除く）

(3) 罰則

三郷市屋外広告物条例に違反した場合は、罰金刑に処せられることがあります。

罰金が科せられる場合

罰金が科せられるのは次のような場合です。

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令等に従わなかったとき



三郷市屋外広告物改正の履歴

平成28年 3月	条例制定
令和元年 6月	施行規則改正
令和 3年12月	条例改正
令和 4年 2月	施行規則改正

三郷市屋外広告物条例のしおり

令和4年4月

発行●三郷市まちづくり推進部都市デザイン課
〒341-8501 三郷市花和田 648-1
TEL 048-930-7740